

## 南但ごみ処理施設整備指針策定審議会運営基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、南但ごみ処理施設整備指針策定審議会条例（令和6年南但広域行政事務組合条例第3号）第11条の規定により、南但ごみ処理施設整備指針策定審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

（審議会の開催及び出席）

第2条 審議会は、原則として会議室等に集合して行うものとする。ただし、都合により出席することができない場合は、インターネットを通じたオンライン会議システムを利用して会議に出席することができるものとする。

（会議資料の事前配布）

第3条 会議資料は、審議会の開催日の1週間前までに配布するものとする。

（審議会の事前公表）

第4条 審議会を開催するときは、原則として、開催日の1週間前までに南但広域行政事務組合ホームページにおいて公表するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

（会議の公開）

第5条 審議会は、原則的に公開するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる会議は公開しない。

- (1) 南但広域行政事務組合情報公開条例（平成13年南但広域行政事務組合条例第2号）第7条各号に掲げる情報を含む事項について審議等を行う場合
- (2) 審議等が妨害され、又は圧力等により率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると会長が認める場合

（会議の傍聴）

第6条 審議会（前条第2項の規定により非公開とする会議を除く。）を傍聴できる者（以下「傍聴人」という。）は5名以内とする。

2 傍聴希望者の受付は会議当日に行うものとし、傍聴希望者が5名を超える場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。

3 次のいずれかに該当する者は、審議会を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、審議会を妨害し、又は会議の秩序維持を困難にさせると認められる者

4 審議会の傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議における言論に対し、批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 示威的行為をしないこと。
- (3) 私語、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに離席し、又は不体裁な行為をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音をしないこと。ただし、会長の許可を得たときは、この限りでない。

(6) 前各項に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議を妨害するような行為をしないこと。

5 傍聴人に配布する会議資料は当日閲覧に供するものとする。

《参考》南但広域行政事務組合情報公開条例（抜粋）

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
  - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
  - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容にかかるとする部分
- (2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
  - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの(3) 法令若しくは条例の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。)により、公にすることができない情報
- (4) 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 実施機関内部若しくは相互間又は組合と国及び他の地方公共団体との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 実施機関若しくは国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
  - ア 監査、検査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - オ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ